議第102号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決 を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において県の 行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること につき、議決を求める。

関	係	市	町	kī		負	担	す	ベ	き	金	額
				名	既	決	額	増	減	額		計
大		津		市	(92, 258	, 62 ^H ₂		10, 886	, 86 ^H	10	3, 145, 483
彦		根		市	10	69, 326	, 967		18, 560	, 822	18	37, 887, 789
長		浜		市	18	88, 347	, 256	• 4	20, 645	, 735	20	08, 992, 991
近	江	八	幡	市	4	45, 851	, 124		5, 993	, 195	E.	51, 844, 319
草		津		市	,	74, 818	, 247		9, 779	, 483	8	34, 597, 730
守		Щ		市	į	50, 941	, 040		4, 957	, 093	5	55, 898, 133
栗		東		市	4	48, 664	, 783		4, 809	, 208	5	53, 473, 991
甲		賀		市	į	54, 320	, 098		7, 100	, 172	6	61, 420, 270
野		洲		市	4	45, 959	, 010		6, 007	, 296	5	51, 966, 306
湖		南		市	4	45, 149	, 873		5, 901	, 533	5	51, 051, 406
高		島		市		8,810	, 500		4, 019	, 500	1	2, 830, 000
東	近		江	市	1	12, 391	, 252		14, 067	, 604	12	26, 458, 856
米		原		市	į	52, 112	, 501		5, 712	, 326	6	57, 824, 827
日		野		町		12, 730	, 430		1,663	, 993	1	14, 394, 423
竜		王		町		15, 157	, 843		1, 981	, 279	1	7, 139, 122
愛		荘		町	-	40, 566	, 309		4, 446	, 687	4	15, 012, 996
豊		郷		町		11, 030	, 737		1, 209	, 138]	12, 239, 875
甲		良		町		12, 267	, 829		1, 344	, 741]	13, 612, 570

 係 	 賀	町 	名 町	既	<u>決</u> 12, 267	額 7,829	増	減 1,344	額 1,741		計 13,612	2, 570
	計			1, 0	92, 972	2, 250	13	30, 431	, 407	1, 2	23, 40	3, 657

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成25年10月11日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて(議第172号)」の金額を改めようとするものであ る。